Ⅲ　決算に関する情報

○　平成 24 年度決算（国有林野事業特別会計）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳　入		歳　出	
国有林野事業収入	28,237	国有林野事業費	71,759
業務収入	20,488	治山事業費	20,922
林野等売払代	2,954	東日本大震災復興治山事業費	8,702
財産貸付料等収入	4,795	北海道治山事業費	2,830
他会計より受入	215,378	東日本大震災復興北海道治山事業費	299
一般会計より受入	207,523	離島治山事業費	158
東日本大震災復興特別会計より受入	7,855	沖縄治山事業費	11
地方公共団体工事費負担金収入	4,637	国有林野森林整備事業費	50,895
借入金	284,000	東日本大震災復興国有林野森林整備事業費	9,683
雑収入	773	施設整備費	1,800
		治山事業工事諸費	443
		国有林野森林整備事業工事諸費	1,674
		国有林野災害復旧事業費	2,813
		国債整理基金特別会計へ繰入	297,748
		東日本大震災復旧・復興国有林野災害復旧事業費	76
		予備費	－
合計	533,027	合計	469,819

※　百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

※　百万円未満の計数がある場合には「０」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示している。

※　本表は、収納済歳入額と支出済歳出額を掲載しているため、発生主義に基づく収入と支出の額とは一致しない。

・　一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）　・・・・・・・・・・・・207,523 百万円

（予算に計上した繰入金の額）　・・・・・・・・・・・・・・183,286 百万円

（相違した理由）

前年度からの繰越事業があったこと等のため。

・ 借入金等（借入金並びに公債及び証券の発行収入金）の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

・（借入金の額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・284,000 百万円

（予算に計上した借入金の額）　・・・・・・・・・・・・・・・285,600 百万円

（相違した理由）

借入償還に要する借入金が予定より少なかったため。

・（公債発行収入金の額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－

・（証券発行収入金の額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－

・ 歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　－

（剰余金の処理の方法）

国有林野事業特別会計の経理は、企業会計における会計原則を準用しており、発生主義に基づいて行うこととされている。このため、歳入が歳出を超過した場合でも、当該額を直ちに剰余金として処理せず損益計算を行い、その結果明らかにされた利益又は損失について、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成 24 年法律第 42 号。以下「法」という。）第３条の規定による改正前の「特別会計に関する法律」（平成 19 年法律第 23 号。以下「旧特別会計法」という。）第 165 条にその処理方法が規定されている。

なお、歳入が歳出を超過した場合、年度末現金残高として扱われるが、国有林野事業特別会計は、平成 24 年度末をもって廃止されたので、年度末現金残高は、法附則第４条第５項の規定により、一般会計及び東日本大震災復興特別会計に帰属することとされている。

・平成 24 年度末における積立金及び資金の残高

・（積立金の残高（平成 25 年 3 月 31 日））

現在積立金は保有していない。

なお、旧特別会計法第 165 条の規定により、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合、繰り越した損失をその利益の額をもって補足し、なお残余がある場合積み立てるものとされている。

（平成 24 年度決算により積み立てる額）　・・・・・・・・・・・・　－

国有林野事業特別会計の決算に関するお問い合わせ先
林野庁林政部林政課会計経理第３班
決算第２係
（代表）03-3502-8111　（内線）6010